【概要版】黒部駅西側出口整備等利便性向上基本構想（案）
（黒部駅周辺地区バリアフリー基本構想）

第１章 策定の目的及び位置付け

○策定の目的等

本市の旅客施設で最も利用者が多い黒部駅の周辺地区について、国道８号バイパスの開通、道の駅ＫＯＫＯくろべの開業により黒部駅西側の土地利用が活性化され、黒部駅の利便性に対する住民の意識が高まってきていることから、これを機に、黒部駅西側の土地利用に合わせて、黒部駅の利便性向上やバリアフリー化を図るために基本構想を策定します。

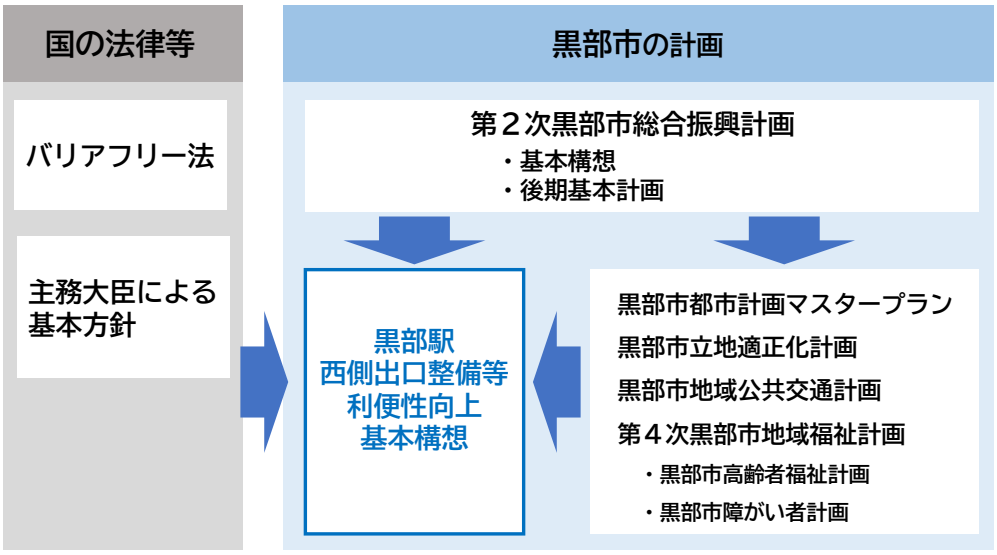
なお、基本構想は、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障がい者等が利用する施設が集まった地区において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために市町村が作成する計画のことです。基本構想を推進するため、策定後から、各事業者が特定事業計画を作成し事業を実施します。また、基本構想に基づき具体的に事業（エレベーターやバリアフリートイレの設置等）を進め、それに合わせて地方債特例や補助金等の優遇を受けることができるといった効果があります。

「黒部市都市計画マスタープラン」では、バリアフリー化の推進を掲げており、市民や観光客が多く集まる公共施設やその他アクセス道路の歩道、鉄道駅、主要なバス停及びその周辺において、積極的なバリアフリー化を推進するとともに、市民が様々な違いを超えて互いに助け合い連携していく心のバリアフリー化も進め、誰もがやさしくなれるまちづくりを目指しています。

また、誰もが住み慣れた地域で自分らしく、心豊かに暮らし続けられるよう、「第４次黒部市地域福祉計画」を策定する等、積極的に福祉のまちづくりに取り組んでいます。

国においては、平成 30 年の「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年）」（以下「バリアフリー法」という。）の一部改正において、市町村は、国が定める移動等円滑化の促進に関する基本方針に基づき、バリアフリー基本構想※（以下「基本構想」という。）を作成するよう努めるものとされています。

〈基本構想の位置付け〉



○基本構想の計画期間

基本構想の計画期間は、以下のとおりとします。

令和７年度から令和 16 年度までの 10 年間

第２章 黒部市及び黒部駅周辺の概況

○黒部市の概況

位置及び地勢

本市は富山県北東部に位置し、面積は 427.96ｋm^2で富山県の約 10％を占めています。地形は、北アルプスから富山湾まで約 3,000ｍの標高差があり、高山帯から低山帯、さらに黒部川の広大な扇状地、富山湾沿岸部など変化に富んでいます。また、我が国屈指の多雨多雪地帯であり、積雪地域に属しています。

交通網は、広域交通軸として南北に縦断する北陸新幹線、地域交通軸として海岸部付近を南北に縦断する「あいの風とやま鉄道（市内２駅)」、市域を東西に横断する「富山地方鉄道本線（市内 16 駅)」が骨格となっているほか、路線バス（６路線)、コミュニティタクシー、デマンドタクシーなどの公共交通網や、北陸自動車道や国道８号等の道路網を有しています。

人口

①人口の推移

本市の人口は、平成 12 年（2000 年）以降、減少傾向を示しており、令和２年（2020 年)では、39,638 人となっています。

まち・ひと・しごと創生 黒部市人口ビジョン（令和２年度改訂版）では、令和 42 年（2060 年）には 27,802 人となり、平成 22 年（2010 年）の約７割まで減少すると予測しています。

そのため、本市では、出生率の向上に向けた取組や企業誘致をはじめ、本市の魅力を最大限に生かした移住・定住施策などの各種施策・事業の推進により、令和 42 年（2060 年）の目標人口を 33,000 人と設定しています。

②年齢３区分の推移

国勢調査の年齢３区分別人口によれば、平成 12 年（2000 年）以降、年少人口（０～14 歳）の減少、老年人口（65 歳以上）の増加による少子高齢化が進行しているとともに、働き手である生産年齢人口（15～64 歳）の減少も顕著となっています。

高齢化率（65 歳以上の人口が占める割合）は、平成 12 年（2000 年）で 21.6％であったのが令和 2 年（2020 年）で 32.2％と増加しており、３人に１人が 65 歳以上となっています。

他方、「まち・ひと・しごと創生 黒部市人口ビジョン（令和２年改訂版)」によれば、年少人口（０～14 歳）は、令和 12 年（2030 年）まで減少が続きますが、以降は、若干の増加に転じた後、ほぼ横ばいで推移すると見込まれています。

また、生産年齢人口（15～64 歳）においても、減少が続きますが、令和 27 年（2045 年）以降は下げ止まり、その後は、ほぼ横ばいで推移すると見込まれています。

老年人口（65 歳以上）については、令和２年（2020 年）まで増加した後、令和 22 年（2040 年）までは、ほぼ横ばいで推移し、以降は減少すると見込まれています。

③障がい者人口の推移

令和２年（2020 年）の時点で、身体障がい者手帳所持者数は 1,641 人、療育手帳所持者数は 307 人、精神障がい者保健福祉手帳所持者数は 226 人となっています。

身体障がい者手帳所持者数は減少傾向ですが、療育手帳所持者数及び精神障がい者保健福祉手帳所持者数は増加傾向です。

○黒部駅周辺の概要

黒部駅周辺の概要

黒部駅は、本市の中心市街地に位置しています。改札口のある駅東側に住宅を中心とした市街地が形成されているほか、駅西側は工業用地が広がっています。

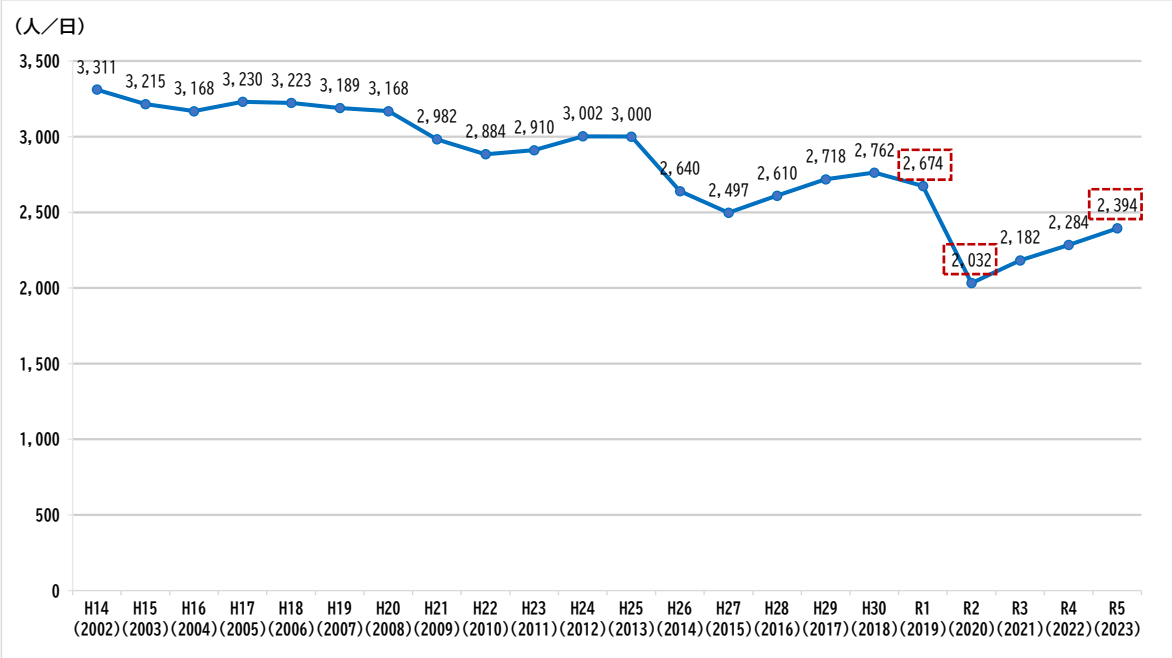
公共交通

黒部駅はあいの風とやま鉄道や路線バス（５路線）のほか、デマンドタクシーといった公共交通が結節しており、市内及び県内等の広域の移動を担う交通拠点となっています。

①黒部駅

黒部駅の１日平均乗降客数は、長期的には減少傾向であり、新型コロナウイルス感染症の影響によって、令和元年（2019 年）以前の実績から大きく減少しています。その後は増加傾向にありますが、令和５年（2023 年）の乗降客数は 2,394 人/日と、依然として令和元年（2019 年）の乗降客数 2,674 人／日を下回っています。

〈黒部駅の１日当たり乗降客数の推移〉



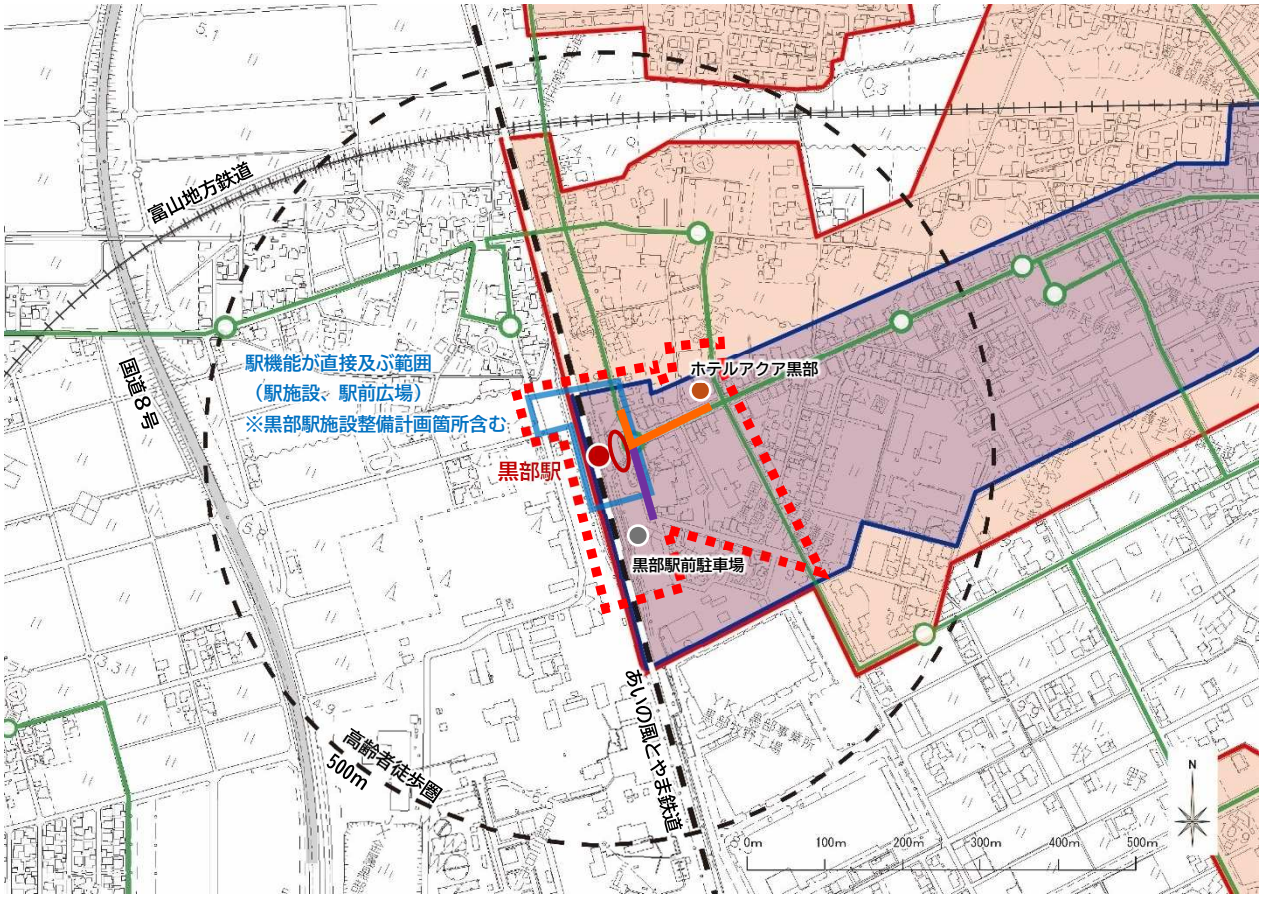
出典：第 42 回黒部市公共交通戦略推進会議　報告資料

②路線バス

黒部駅には、新幹線市街地線、生地循環線、石田三日市線、池尻線及び南北循環線の５路線が接続しています。令和２年（2020 年）の利用者数は、新型コロナウイルス感染症の影響によって、令和元年（2019 年）以前の実績から大きく減少しています。その後は増加傾向にありますが、令和４年（2022 年）の利用者数は 130,498 人/年と、依然として令和元年（2019 年）の利用者数 141,916 人／年を下回っています。

第３章 重点整備地区等の設定

バリアフリー法及びバリアフリー基本構想に関するガイドラインを踏まえて、本基本構想における重点整備地区、生活関連施設、生活関連経路を設定します。



〈凡例〉

：重点整備地区（Ａ≒５ｈａ）

生活関連施設

- ：旅客施設（黒部駅）
- ：宿泊施設（ホテルアクア黒部）
- ：その他施設（黒部駅前駐車場）

生活関連経路

- ：駅前広場（東側）
- ：県道石田前沢線
- ：市道天神新２号線

- ：居住誘導区域
- ：都市機能誘導区域
- ：バス停
- ：バス運行ルート

〈本基本構想における生活関連施設及び生活関連経路〉

区分	施設名称	施設管理者等
生活関連施設	黒部駅	あいの風とやま鉄道
	ホテルアクア黒部	(株)ホテルアクア黒部
	黒部駅前駐車場	(株)ホテルアクア黒部
生活関連経路	駅前広場（東側）	黒部市
	県道石田前沢線	富山県
	市道天神新２号線	黒部市

第４章 重点整備地区におけるバリアフリー化の現状と課題

設定した重点整備地区における「まち歩き点検」の結果を踏まえて、バリアフリー化の課題を整理します。

〈まち歩き点検の様子〉

- 実施日：令和６年 11 月５日（火）
- 出席者：17 名（黒部駅西側出口整備等利便性向上基本構想推進協議会委員）



黒部駅駅舎の点検



黒部駅駅前広場の点検



意見交換

分野	区分	主なバリアフリー化の課題	該当箇所
生活関連施設 ・黒部駅 ・黒部駅前駐車場 ・ホテルアクア黒部	移動経路 （施設内・構内）	・出入口の建具が開閉しにくい構造である	黒部駅
		・階段の段の境目が明示されておらず、踏み外すおそれがある	黒部駅
		・エレベーターが無い	黒部駅
		・視覚障がい者誘導用ブロック※が無い箇所がある	各施設共通
		・西側から黒部駅へアクセスできない	黒部駅
	案内・情報提供	・標識（ピクトグラム）が無い	黒部駅
		・触知案内図等、障がい者、高齢者等に配慮した案内設備が無い箇所がある	各施設共通
	トイレ	・バリアフリートイレ※が無い	黒部駅
	自動車駐車場	・障がい者用駐車施設が無い	黒部駅前駐車場
生活関連経路 ・駅前広場（東側） ・県道石田前沢線 ・市道天神新２号線	動線 （歩道等）	・移動経路に段差がある	横断歩道
		・視覚障がい者誘導用ブロックが無い箇所や破損している箇所がある	歩道、駅前広場（東側）
	自動車駐車場	・障がい者用駐車施設が無い	駅前広場（東側）
		・障がい者用停車施設が無い	駅前広場（東側）
	旅客特定車両停留施設 （バス・タクシー乗り場）	・視覚障がい者の停留所への誤侵入を防ぐ視覚障がい者誘導用ブロックが無い	駅前広場（東側）
		・触知案内図等、障がい者、高齢者等に配慮した案内設備が無い箇所がある	駅前広場（東側）
		・バス停付近にベンチが無い	駅前広場（東側）
市民意識	ソフト事業	・高齢者、障がい者等への理解不足	―
		・交通マナーや施設利用マナーの欠如	―

第５章 移動等円滑化に関する基本的な方針

課題を踏まえ、黒部駅周辺の安全・安心・快適なまちづくりを推進するため、以下の基本方針を設定し、バリアフリー化に取り組みます。

基本方針１：生活関連施設の利便性向上

黒部駅は市の主要な交通結節点の一つであり、多くの市民が利用する施設です。誰もが安全・安心・快適に利用できるよう、施設のバリアフリー化を推進します。また、駅西側出口を整備し、黒部駅の東西をバリアフリーの通路で接続することで、黒部駅などの生活関連施設の利便性向上を図ります。

基本方針２：安全・安心・快適な歩行空間の形成

施設だけでなく施設間の歩行空間についても、誰もが安全・安心・快適に移動できるよう、バリアフリー化を図る必要があります。また、駅西側広場を整備することで、黒部駅西側についてもバリアフリーの歩行空間を形成します。

基本方針３：心のバリアフリーの推進

高齢者、障がい者等が安心して日常生活や社会生活ができるようにするためには、施設整備（ハード面）だけでなく、高齢者、障がい者等の特性を理解し支え合うという「心のバリアフリー」（ソフト面）が重要です。情報提供や教育啓発活動等によるソフト面のバリアフリー化を図り、互いに尊重し支え合うまちを目指します。

第６章 実施すべき特定事業及びその他の事業

本基本構想では、基本方針に基づいて、以下の特定事業及びその他の事業を実施します。

〇公共交通特定事業

対象施設	黒部駅	
事業実施主体	黒部市／あいの風とやま鉄道（株）	
事業箇所	事業内容	実施予定時期
移動経路（施設内・構内）	・出入口の建具を開閉しやすい構造に改修	令和７年度～ ※駅施設整備に向け、引き続き協議を行っていく
	・階段の段の境目の視認性向上のための改修	
	・高齢者、障がい者等に配慮したエレベーター┼の整備	
	・視覚障がい者誘導用ブロックの整備、充実	
	・黒部駅西側出口の整備	
案内・情報提供	・標識（ピクトグラム）の充実	
	・触知案内図やサイネージ等、障がい者、高齢者等に配慮した案内設備の整備	
トイレ	・バリアフリートイレの整備	
事業の実施に際し配慮するべき重要事項		
・整備に当たっては多額の費用を要するため、国の補助事業等の活用が不可欠である。		



エレベーター┼の整備



視覚障がい者誘導用ブロック



バリアフリートイレ

〇その他の事業（駅前広場（東側・西側））

対象施設	黒部駅 駅前広場（東側・西側）	
事業実施主体	黒部市	
事業箇所	事業内容	実施予定時期
動線 （歩道等）	・移動経路の段差解消のための改修	令和７年度～ ※駅施設整備と併せて、実施に向けて協議を行っていく
	・視覚障がい者誘導用ブロックの整備、充実	
	・駅前広場（西側）の整備	
自動車駐車場	・障がい者用駐車施設の整備	
	・障がい者用停車施設の整備	
	・障がい者用駐車施設・障がい者用停車施設の上に屋根を整備	
旅客特定車両 停留施設 （バス及びタクシー乗り場）	・視覚障がい者の停留所への誤侵入を防ぐ視覚障がい者誘導用ブロックの整備	
	・触知案内図等、障がい者、高齢者等に配慮した案内設備の整備	
	・バス停付近にベンチを整備	
事業の実施に際し配慮するべき重要事項		
・新たに整備する駅前広場（西側）についても、移動等円滑化基準に適合した整備内容とする必要がある。		

〇道路特定事業

対象施設	県道石田前沢線	
事業実施主体	富山県／黒部市	
事業箇所	事業内容	実施予定時期
動線 （歩道等）	・移動経路の段差解消のための改修	令和７年度～ ※駅施設整備と併せて、実施に向けて協議を行っていく
	・視覚障がい者誘導用ブロックの整備、充実	
事業の実施に際し配慮するべき重要事項		
・管理境界部分においても誘導ブロックが連続するよう、関係する施設管理者間における調整が重要である。		

〇教育啓発特定事業

事業実施主体	黒部市	
事業対象	事業内容	実施予定時期
全市民	・市民等が障がいのある人への理解を深めることを目的とした事業（理解促進研修・福祉体験教室等）	令和７年度～ （継続実施）
事業の実施に際し配慮するべき重要事項		
・児童に対して啓発を行う際には、教職員への負担軽減のために配慮が必要である。		

〇その他移動等円滑化のために必要な事項

実施に向けて調整や検討を要するため、具体化されていない事業については、長期的な展望に立ち、関係機関等と協議の上、順次、事業化を検討します。

第７章 基本構想の推進及び進捗管理

・本基本構想の推進及び進捗管理を行う体制を構築し、段階的な改善に向けた継続的取組を実施します。

〇基本構想の推進及び進捗管理を行う体制の構築

基本構想策定後から、特定事業計画作成及び事業実施・完了、供用開始後の効果検証までの期間にわたって、基本構想を推進及び進捗管理を行う体制の構築が必要となります。

本基本構想では、本基本構想策定の際に設置した「黒部駅西側出口整備等利便性向上基本構想推進協議会」を、推進及び進捗管理を担う中心的な組織として位置付けます。

〇段階的な改善に向けた継続的取組

時代背景や利用者ニーズ等に則したより良い計画となるよう、ＰＤＣＡサイクルによる継続的な取組を行います。具体的には、協議会において事業の進捗状況等を確認するとともに、おおむね５年以内を目途に事業の効果検証を行うよう努め、必要に応じて本基本構想を見直すこととします。

〈ＰＤＣＡサイクルによる推進及び進捗管理イメージ〉

